

# 令和7年度 国立市立国立第七小学校 学校いじめ防止基本方針

## 学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

## いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、対象児童に対して、対象児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、行為の対象となった対象児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

## いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを生まない環境づくりの視点で、児童の自己肯定感や自尊感情を高める指導が大切である。

## いじめに対する基本姿勢

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るといいう危機意識をもち、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決を図る。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じる。

いじめを生まない・いじめを許さない・いじめを見逃さない学校づくりを行う。

児童をいじめから守り抜き、児童のいじめ解決に向けた行動を促す。

教員の指導力の向上と組織的な対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携していじめを生まない環境づくりに取り組む。

## 学校のいじめ対策への具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・いじめを許さない・いじめを見逃さない学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別活動や道徳教育、学校満足度調査の結果の検証を活かした自他を尊重する指導、学級のルールづくり、グループエンカウンター</li> <li>校長講話</li> <li>必要に応じた担任による面接</li> <li>差別や偏見を生まない指導（朝会時、定期的な学級指導、安全指導）</li> <li>児童の自己肯定感や自尊感情を高める指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級担任による全員面接（学期1回）</li> <li>スクールカウンセラーによる全員面接（5年）</li> <li>管理職による日常的な校内巡回</li> <li>休み時間等における教職員の校内巡回</li> <li>児童へのアンケートの実施による実態把握（6月・11月・2月）</li> <li>いじめ対策委員会にて情報共有と経過観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教育委員会への報告</li> <li>重大事態調査を実施（いじめを受けた児童および保護者に対して適切に情報提供）</li> <li>ケース会議の設置</li> </ul>
児童をいじめから守り抜き、児童のいじめ解決に向けた行動を促す取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>あいさつの励行、代表委員会あいさつ運動</li> <li>学級活動にてクラス遊びなどを実施、振り返りを行った相互理解ができる風土の構築</li> <li>いじめに関わる授業（道徳・特別活動）</li> <li>弁護士によるいじめ防止授業（6年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SOSの出し方に関する教育の推進</li> <li>被害児童の安全確保</li> <li>教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導</li> <li>観衆や傍観者となる児童に対し、自分の問題として捉えることができるような指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害児童の安全確保</li> <li>教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導</li> <li>観衆や傍観者となる児童に対し、自分の問題として捉えることができるような指導</li> </ul>
教員の指導力の向上と組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>七小いじめ防止基本方針確認（4月）</li> <li>OJT研修や全体研修（年3回）</li> <li>人権教育研修（年2回）</li> <li>スマイリースタッフ、スクールカウンセラー、家庭と子供の支援員、との連携</li> <li>教職員同士の児童の情報共有（学年会・生活指導夕会・いじめ対策委員会）</li> <li>生活指導上の記録の電子データ化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活指導全体会（年2回）や生活指導夕会（毎週火曜日）での共通理解</li> <li>校内推進組織（毎月の定例会）で登校渋り・不登校事案とともに検討</li> <li>ケース会議での共通理解</li> <li>情報共有シートの活用</li> <li>いじめ解消までの組織的な経過観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ重大事態のガイドラインや対応チェックリストの活用</li> <li>教職員全員の共通理解</li> <li>資料の収集と保存</li> </ul>
保護者・地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の周知（4月・9月・1月）</li> <li>1学期保護者会にていじめについて共通理解（学校いじめ防止基本方針について含む）</li> <li>児童の自己肯定感や自尊感情を高めるための声掛けの推奨</li> <li>学童クラブとの連絡会（年複数回）</li> <li>定期的なスクールカウンセラーとの情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集及び関係機関・専門家との相談・連携</li> <li>いじめを認知した場合、解決に向けた対応方針を関係児童双方の保護者へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応</li> <li>必要に応じて、調査組織への参加依頼</li> </ul>

## 学校のいじめ未然防止等のための組織

### 児童会活動や学級活動

- いじめ防止のための発達段階に即した主体的な取組
- 標語やポスター作成等
- 「人権作文」や「人権の花」の取組等

支援

### 校内推進組織

- 校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織
- 生活指導主任 ○管理職
  - 養護教諭 ○生活指導部員
  - SC・SSW

連携

### 国立第七小学校いじめ対策委員会

### 保護者・地域との連携組織

- 保護者・地域関係者と連携したいじめ問題解決に向けての取組組織（学校サポートチーム）
- PTA役員 ○南学童保育所 ○くにサポ
  - 学校運営協議会 ○青少年地区育成会
  - 七小地域見守り会 ○民生・児童委員等
  - 学校医 ○児童相談所 ○保護司
  - 子ども家庭支援センター ○警察職員